

令和元年 7 月 23 日

調査を実施するに当たり特にご留意いただきたいポイント

1. 制度改正等に向けた検討状況・スケジュール

(1) 介護保険部会

本年 2 月から第 8 期介護保険事業（支援）計画に向けた介護保険部会における議論を開始し、年末に向け、主に①介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、②保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）、③地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、④認知症「共生」・「予防」の推進、⑤持続可能な制度の再構築・介護現場の革新、について議論が進められる予定。

(2) 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会

- ・ 「①介護予防・健康づくりの推進」については、本年 5 月から一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会において年末に向けて別途議論が行われている。
- ・ その中で、一般介護予防事業等についてプロセス指標やアウトカム指標の設定も含め PDCA サイクルに沿った取組の推進や評価に使用可能なデータに関するシステムの活用方策等についても検討している。

(3) 地域医療構想、第 7 次医療計画の中間見直し

2021 年度からの第 7 次医療計画の中間見直しに向けて、今年度中に議論がとりまとめられる予定。

2. 第 7 期計画に係る調査と第 8 期計画に係る調査との関係

(1) 第 7 期計画に係る調査

- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査は第 7 期から開始。

- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断、総合事業の運営等に活用してきた。
- ・ 在宅介護実態調査は、介護離職をなくすために「在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービス供給の分析等に活用してきた。

(2) 第8期計画に係る調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査については、平成29年度及び30年度において行った、老人保健健康増進等事業における調査研究結果を踏まえ、以下の改善を行うこととした。これら2つの調査については、第8期計画作成に当たっても実施していただきたい。

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、実施の手引きを改定する予定。
- ② 在宅介護実態調査については、必要不可欠な調査項目の抽出を行った。
(この調査は、制度改正等の検討状況等にかかわらず、実施に向け検討を進めていただきたい。)

(3) 実態把握調査に関する調査研究成果

平成30年度の老人保健健康増進等事業における調査研究で三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が新たな「介護保険事業計画における施策反映のための手引き」を作成し、地域が目指すビジョン（例えば重度な介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域づくり）から具体的に各介護サービス提供量を導き出すために必要となる調査（「ビジョンを達成するためのサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査」）を示したところ。調査の実施・分析に必要な体制の確保に留意しつつ、可能であれば実施を検討していただきたい。

3. その他の留意すべきポイント

第8期計画における施設サービスの見込みの精度を高めるため、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームの設置・入居状況を把握し、特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののみならず、指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームの入居者の要介護度やその居所変更の状況等必要な影響を把握した上で、第7期計画における施設サービスの整備の進捗状況を分析していただきたいこと（令和元年度老人保健健康増進等事業において第8期計画におけるサービス付き高齢者向け住宅等の施設サービスへの影響の見込み方について検討予定。）。

4. 今後に向けて

- ① 第8期に向けて重点的に取り組むべき事項については、今後、介護保険部会において議論していく中で決定する点に留意。部会の進捗状況については、随時情報提供する。
- ② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会において調査項目の追加等があり得ることから、調査の開始時期及び実施の手引きについて秋頃を目途に別途お示しする（それまでの間であっても、参考情報は随時お伝えする。）。
- ③ なお、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、その他の介護保険法第117条第5項に規定する事情の把握のための調査を実施しているかについては、保険者機能強化推進交付金の指標において評価することを検討している。

第8期介護保険事業計画 の作成準備について

スケジュールと支援ツールについて

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を作成している。
(第7期:平成30~32(令和2)年度 第8期:令和3~5年度)

国の基本指針(法第116条) (7期指針:平成30年3月厚生労働省告示第57号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

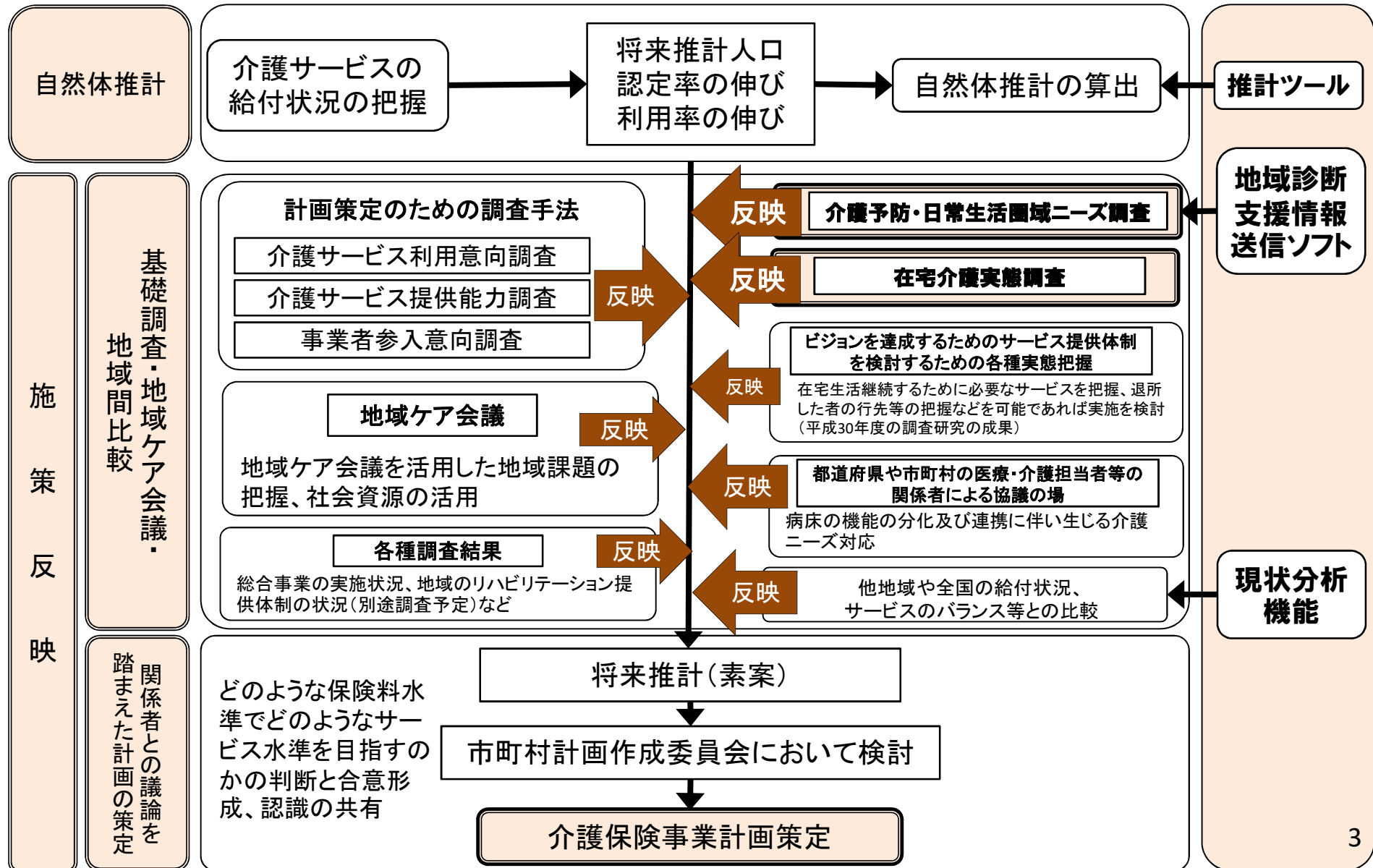
基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

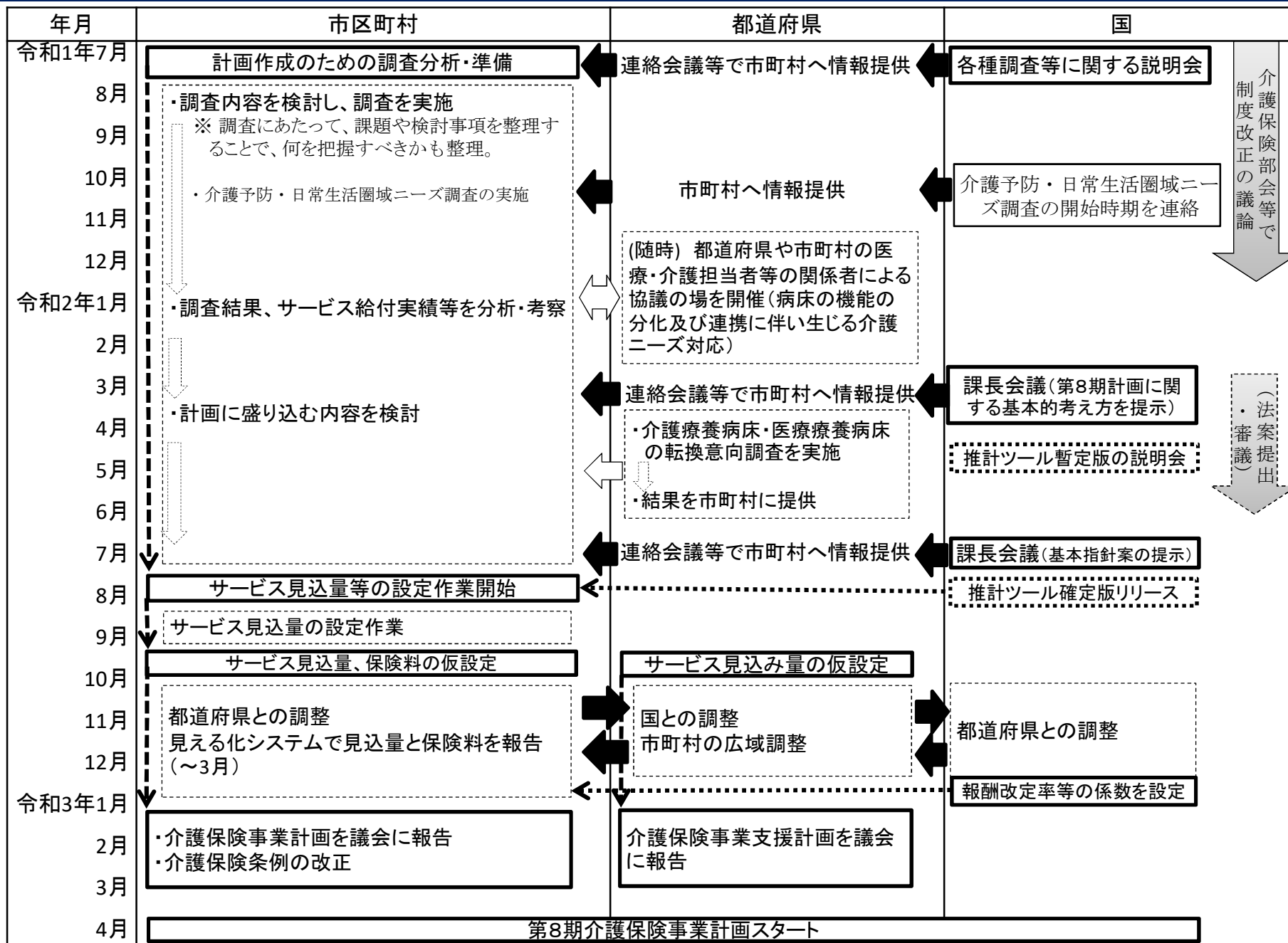
第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

R元.7.23

《「見える化」システム》



現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R元.7.23)



調査について

第8期介護保険事業(支援)計画に向けた調査の実施

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。

<8期計画に係る調査>

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握するために重要であり、実施していただきたい。(基本指針参照)
- 在宅介護実態調査については、介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要介護認定を受けている者を対象とした調査である。計画の作成にあたり関係者と議論する際の材料として有用であり実施していただきたい。(基本指針参照)

<実態把握調査に関する調査研究成果>

- ビジョンを達成するためのサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査については、調査の実施・分析に必要な体制の確保に留意しつつ、可能であれば実施していただきたい。

在宅生活の継続という観点からのビジョンを設定・検討されている市町村は、本調査が、住み慣れた地域での生活を支えるうえで有効な定期巡回・小多機・看多機等の地域密着型サービスのニーズの把握につながる観点を踏まえて検討いただきたい。

<その他の留意すべきポイント等>

- 第8期計画における施設サービスの見込みの精度を高めるため、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームの設置・入居状況を把握し、特定施設入所者生活介護の指定を受けたもののみならず、指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームの入居者の要介護度やその居所変更の状況等必要な影響を把握した上で、第7期計画における施設サービスの整備の進捗状況を分析していただきたいこと(令和元年度老人保健・健康増進等事業において第8期計画におけるサービス付き高齢者向け住宅等の施設サービスへの影響の見込み方について検討予定。)
- なお、計画作成にあたり法第117条第5項に規定する事情の把握として①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③その他の調査を実施しているかを、保険者機能強化推進交付金の指標において評価することも検討する。

介護保険法(平成9年法律第123号) (抄)

第117条第5項 市町村は、第2項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

7期の基本指針(平成30年3月厚生労働省告示第57号) (抄)

第二 - 1 - 2 - (三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である。

また、要介護状態等にある家族を介護するため離職すること(以下「介護離職」という。)を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるなど調査方法等の工夫を図ることが重要である。

～中略～

さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の人数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。

第8期に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の基本的な考え方は第7期から変更ない。実施の手引きを改定する予定。
- 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会において調査項目の追加等があり得ることから、調査の開始時期及び実施の手引きについて秋頃を目途に別途お示しする(それまでの間であっても、参考情報は随時お伝えする。)

名称		(第7期) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(第8期) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
目的 (調査票の作成段階での想定)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用すること ・ 介護保険事業計画における 新総合事業部分の策定に活用すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること
調査対象		要介護1～5以外の高齢者(要支援者・総合事業対象者・その他一般高齢者)	
調査項目数		必須項目33問(見える化への登録、地域診断の活用を想定) オプション項目30問	
設問の内容	「リスクの発生状況」の把握	基本チェックリストで設定したものの「虚弱」高齢者を把握する項目 ・ 運動器の機能低下 ・ 低栄養の傾向 ・ 口腔機能の低下 ・ 閉じこもり傾向 ・ 認知機能の低下 <small>※うつ予防・支援項目は主観的幸福感とうつ病スクリーニングの二質問法の設問を採用</small>	必須4項目 重複あり 必須13項目 オプション7項目
	その他	・ IADL/転倒リスク	IADL: 必須5項目 オプション0項目 転倒リスク: 必須1項目 オプション0項目
	「社会資源」等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア等への参加頻度 ・ たすけあいの状況 ・ 地域づくりの場への参加意向(担い手として/参加者として) ・ 主観的幸福感 等 	必須18項目 オプション25項目
標準的な実施方法		「実施の手引き」の提示	「実施の手引き」の提示等
見える化システムへの登録		あり(標準的な実施方法により得られた必須項目への回答)	あり(標準的な実施方法により得られた必須項目、 オプション項目 への回答)

第8期に向けた在宅介護実態調査の実施

- 在宅介護実態調査の基本的な考え方は7期から変更ない。
- 調査実施のための手引き、活用のための手引き等を踏まえて実施してください。

<在宅介護実態調査の概要>

事項	内容
目的	第7から期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「 <u>高齢者等の適切な在宅生活の継続</u> 」と「 <u>家族等介護者の就労継続</u> 」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする
対象者	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方
調査手法	認定調査員による聞き取り調査、郵送調査(接続方式・非接続方式)からメリット・デメリットを踏まえ選択
調査項目	必須＋オプション A票:ご本人むけ 問1～14 B票:主な介護者むけ 問1～5 ※自治体が調査項目を減らす場合であっても必要不可欠な5項目を抽出(注)。
支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護実態調査 実施のための手引き ・在宅介護実態調査 活用のための手引き ・在宅介護実態調査の自動集計ツール_認定ソフト2018対応版 ・全国の在宅介護実態調査の集計・分析結果(平成29年9月) https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_384533.html https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190410/

(注)第8期介護保険事業(支援)計画作成に向けた調査について(平成30年7月30日介護保険計画課事務連絡)1(3)で、調査項目が多く、認定調査員の負担が大きいと感じた自治体が見られたところですが、認定調査員の負担を軽減するため、仮に自治体において調査項目を減らす場合であっても、次の5項目は、介護する家族の負担感を把握するために必要不可欠であるため、調査項目として設定することが望ましいとしている。

A票 問1 世帯類型

B票 問1 介護者の勤務形態

A票 問2 介護者の介護の頻度

B票 問4 介護者の就労継続の見込み

A票 問10 施設等検討の状況

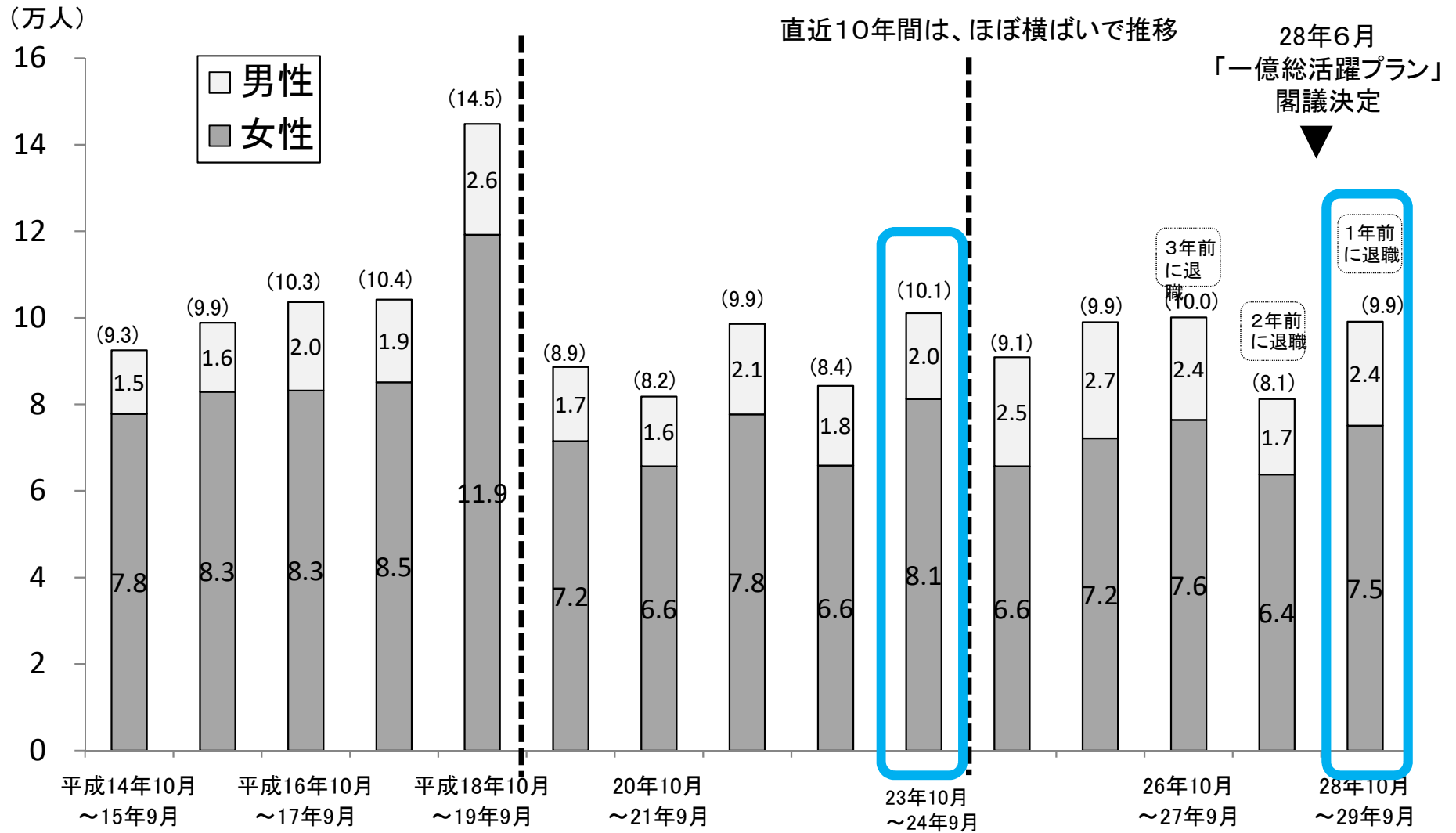
介護離職ゼロについて

家族の介護・看護を理由とする離職・転職者数等の推移(就業者)

	平成24年調査	平成29年調査
介護・看護を理由とする 離職者	10.1万人 (平成23年10月～24年9月)	$\xrightarrow{-0.2\text{万人}}$ 9.9万人 (平成28年10月～29年9月)
介護をしながら就業する者	291.0万人 (平成24年10月)	$\xrightarrow{+55.3\text{万人}}$ 346.3万人 (平成29年10月)

資料出所：総務省「就業構造基本調査」（平成24年、29年）

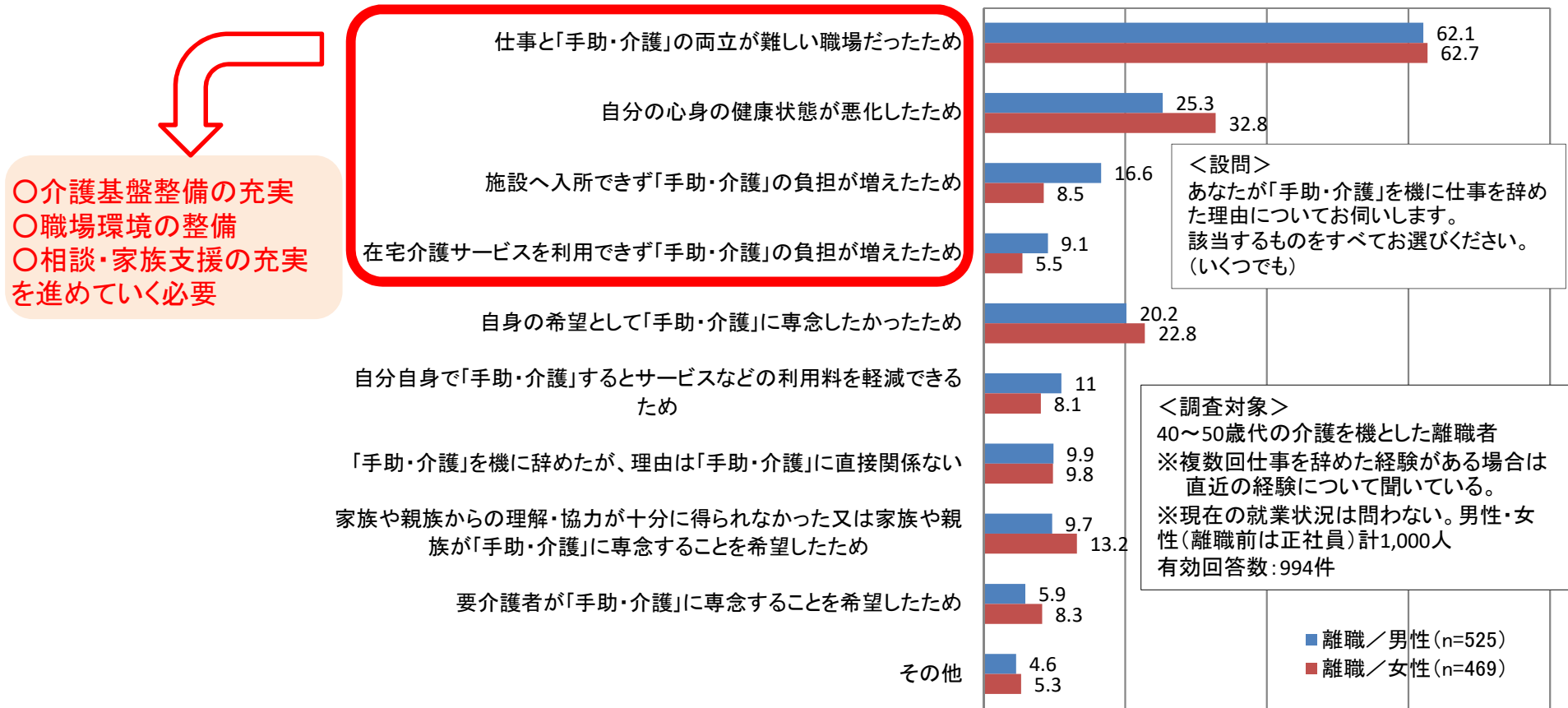
家族の介護・看護を理由とする離職・転職者数の推移(就業者)



資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成19年、24年、29年)
 ※ 本調査は、5年に1回の調査であり、約50万世帯を調査対象として実施。

40歳代～50歳代の介護を機とした離職者に、「手助・介護」を機に離職した理由を聞いたところ、男女ともに「仕事と手助・介護の両立が難しい職場だったため」の割合が最も高く、次いで、「自分の心身の健康状態が悪化したため」の割合が高くなっている。また、施設入所や在宅介護サービスの利用の困難性を挙げる人もいる。一方で、介護に専念したかった等の自身の希望による離職理由も一定程度存在。

離職者：あなたが「手助・介護」を機に仕事を辞めた理由（複数回答）



第7期介護保険事業計画等におけるサービス見込み量

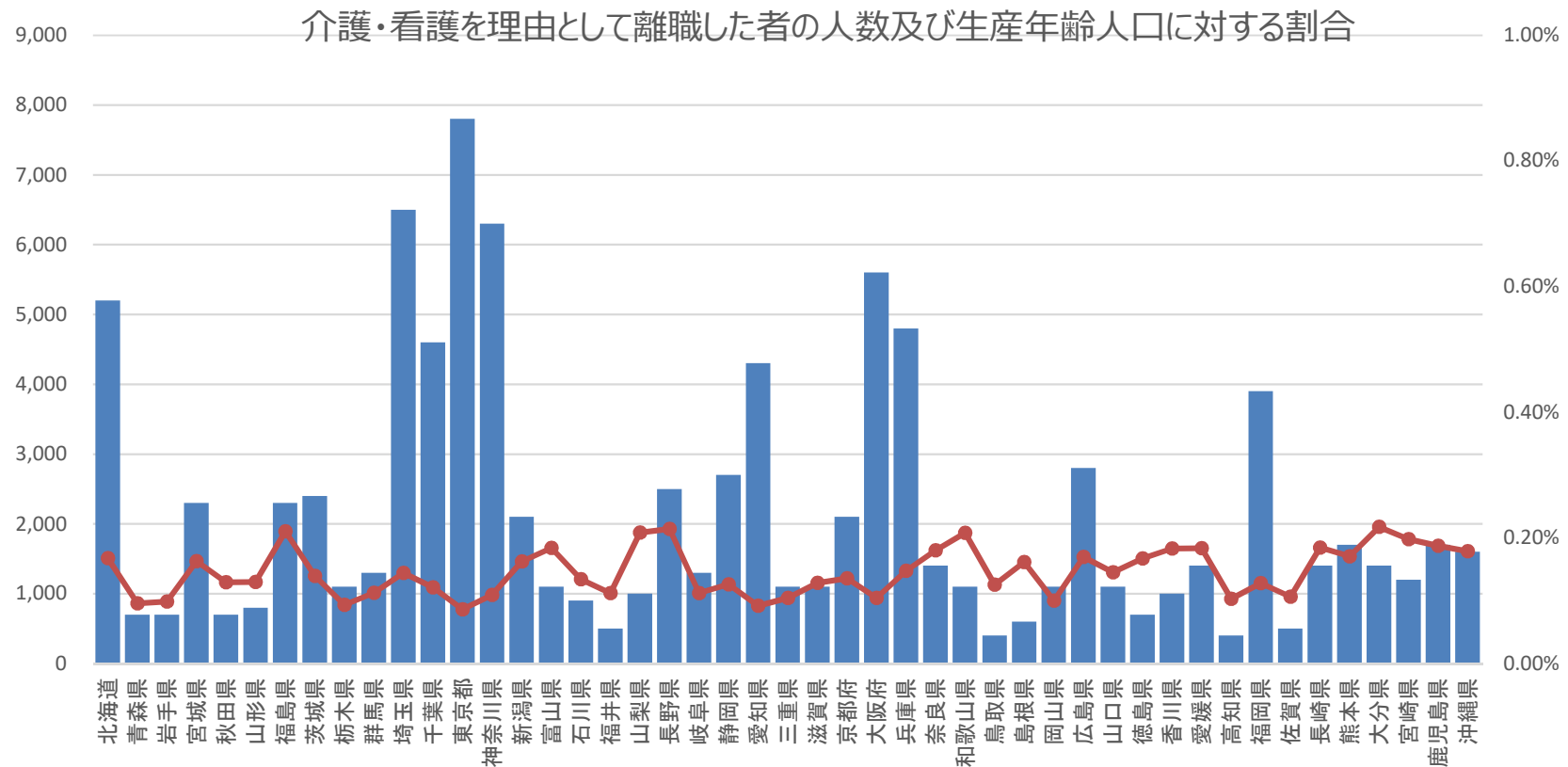
＜介護離職ゼロに向けた基盤整備分＞

	平成27年度→平成32年度 (2015年度→2020年度)	平成27年度→平成37年度 (2015年度→2025年度)
第7期計画 受給者数の増分	<b style="color: red;">33万人増 【推計】 (うちサ高住約5万人) <small>[2017年度実績約5万人]</small>	<b style="color: blue;">53万人増 【推計】 (うちサ高住約5万人) <small>[2017年度実績約5万人]</small>

※介護離職ゼロに向けた基盤整備の対象サービス
 : 特養、老健、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、
 看護小規模多機能型居宅介護、認知症GH、サービス付き高齢者向け住宅

介護離職について② (介護離職者約10万人の地域分布)

- 介護離職者約10万人について、都道府県別に、生産年齢人口に占める割合で見ると、大きな差は見受けられない。
- なお、対象者のサンプル数が極めて小さいと考えられることに留意が必要。

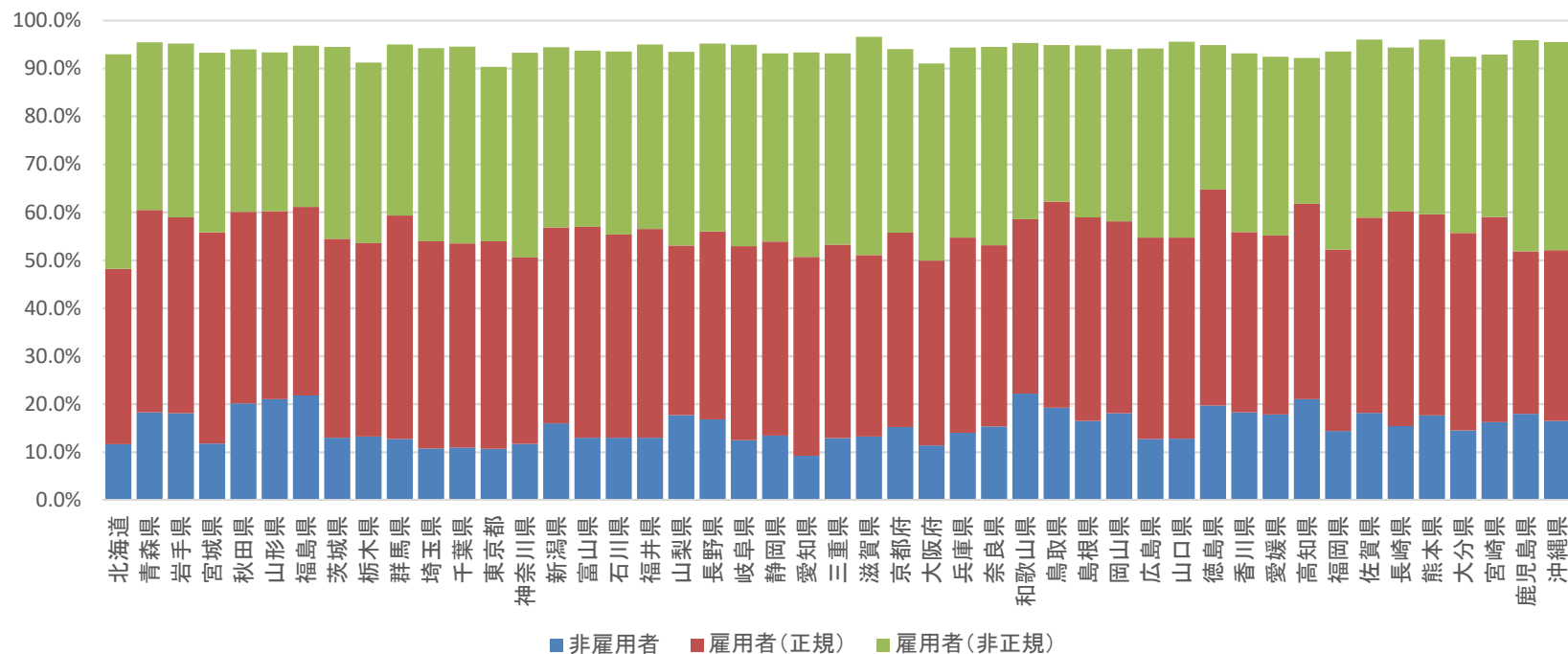


※「就業構造基本調査」及び「人口推計」（ともに総務省統計局）より作成。
 なお、介護・看護を理由として離職した者には、64歳以上の者も含む。

介護離職について③ (働きながら介護をしている人の雇用形態)

○働きながら介護をする人の雇用形態について、地域別に見ると、自営業等を含む非雇用者の割合は都市部で低く、都市部以外ではやや高くなっている。また、正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員の割合は概ね同じくらいで、地域によって大きな差は見受けられない。

働きながら介護をする人の雇用形態の内訳



※「就業構造基本調査」（総務省統計局）より作成。

雇用者のうち「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」のどちらに該当するか不明な者がいるため、合計値は100%とならない。

東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会 意見交換事項

No.	提出県	項 目	ページ
1	岩手県	人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について	1
2	山形県	訪問看護ステーションへの支援体制(状況)について	5
3	福島県	① 生活支援体制整備事業における市町村の進捗状況に応じた支援方法について ② 生活支援体制整備事業や自立支援型地域ケア会議のアドバイザーの派遣について	9